



弁 明 書

資料 3

春保収第1133号

令和2年7月2日

春日部市監査委員 渡邊市二様

春日部市監査委員 遠藤眞佐利様

春日部市監査委員 金子進様

春日部市長 石川良三

請求人 土井幹夫ほか2名（以下「請求人」という。）から令和2年5月26日付けで提起された春日部市職員措置請求書に関し、令和2年6月19日付け春監発第103号で弁明を求められたことについて、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

本件職員措置請求の棄却を求める。

2 今までの経緯

放課後児童クラブの指定管理者については、平成31年4月1日から、春日部市社会福祉協議会に変わり、㈱トライグループにおいて運営を行っている。

平成30年12月議会での指定議決後に、㈱トライグループにおける支援員等の雇用に際して、市は、従前の指定管理者である春日部市社会福祉協議会で勤務する支援員等を継続して雇用することを求めており、㈱トライグループは、市の要請に基づき、交渉に努めその結果、従前の支援員等の約8割が継続して雇用されている。

さらに、㈱トライグループでは、新たな支援員の雇用により、さらなる人員の確保に努め、仕様書で求める常勤支援員の配置人数93人のところ、平成31年4月1日現在99人を配置し、運営を開始したことを確認している。

しかしながら、各クラブの継続雇用の支援員と㈱トライグループが採用した新たな支援員との間で、確執が生じ、新たな支援員の定着が進まない状況が5月に報告され、これ以降、仕様書や事業計画に基づく常勤支援員の配置が認められない状況が確認された。

そのため、市では、㈱トライグループと、度重なる話し合いを行い、クラブ運営の

安定を重視し、時給雇用の支援員の配置による運営を認めてきたところである。

また、仕様書において、支援員のほか、クラブの運営に支障をきたすことのないように春日部市放課後児童クラブ条例第4条に定める、「その他必要な職員」の配置を求めており、㈱トライグループでは、埼玉県が行う放課後児童支援員認定研修に準じた自社研修【資料1 提案書抜粋】を行い、必要な知識をあらかじめ習得した職員を、補助員として、各クラブの実情に応じて適切に加配しながら、安全な保育の実施に努めていた。

しかしながら、5月以降において、全体として必要な常勤支援員93人は確保できているものの、一部のクラブで仕様書を満たす複数配置ができていないことが確認されたため、その後の継続監視等において、常勤支援員の適正配置について、継続して申し入れを行ってきた。

仕様書に基づく常勤支援員が確保されながら、一部のクラブにおいて複数配置ができていない理由については、前述したとおり人間関係によるもので、㈱トライグループにおいては、補助員等に対し放課後児童支援員資格認定研修の受講【資料2 認定資格研修名簿】を促し、支援員への切り替えを進めながら、常勤雇用を図ってきたが、クラブ内における人間関係を背景に、非常勤から常勤への移行に同意が得られない状況があった。

議会等で「常勤支援員」に対する考え方について指摘されたことから、令和元年11月12日に改めて協議【資料3 内部資料】をおこなったところ、市は、「1日6時間以上月20日以上を勤務する者」を常勤の定義と認識していたが、指定管理者の就業形態においては、「週3、4日でも平日のクラブ活動の一日を通じて、定期的に勤務している者」も常勤とみなしていることを把握し、この時点で、双方における見解の相違が確認された。

常勤支援員の共通認識を定めるため、令和元年12月26日、令和2年1月29日に引き続きの協議【資料4 協議書】を行い、令和2年4月1日付け協議事項に関する協定を締結したところである。

請求人が提出した『証拠資料10 父母会有志による抗議文』の中に、「週4日勤務していれば常勤支援員である」と見解を示したと記載があるが、市の記録において、その事実はなく、当時そのような認識は持っていなかった。なお、この抗議文に



対しては、10月1日に書面【資料5 抗議文回答】にて回答を行っている。

このように、市では、指定管理者が協定書、事業計画等に従い、適切に施設管理運営が行われているかを確認するため、基本協定書第16条に基づく継続監視特記事項に従い、モニタリングを実施し、適宜確認を行ってきた。【資料6 定期継続監視評価】

この結果、令和元年度の第1四半期から第4四半期までの評価では、いずれも全体での支援員数は充足していたが、一部のクラブにおいて仕様書を満たす複数配置ができていないことが確認されたことから指摘事項として、適正な配置を継続して求めてきたところである。

また、請求人が提出した事実証明書の『資料14 春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定の一部を変更する協定書について（起案文書類）』のとおり、従前の指定管理者である春日部市社会福祉協議会に対しては、全体的な支援員数の配置不足が継続して発生していた事実があったことから、協議に基づき、指定管理料の減額を行ったものである。

一方で㈱トライグループにおいては、前述のとおり、一部のクラブにおいては常勤支援員の複数配置がなされてなかった事実はあるが、全体として必要な支援員数は年間を通じて確保されていたことから、指定管理料を減額する必要はないものと判断した。

㈱トライグループのクラブ運営については、保護者向けに行ったアンケート結果【資料7 アンケート結果】では、全体的な評価として、やや満足から大変満足の割合が上半期下半期の平均値で74.1パーセントであり、普通を含めると92.6パーセントとなることから利用者から一定の評価を得ていることから、保育の質の低下を招いている事実は認められない。

### 3 条例等における解釈

#### (1) 指定管理者に求める放課後児童クラブ運営の水準

放課後児童クラブの運営にあたり、放課後児童支援員は児童の安全・安心を確保するうえで重要な存在となるものであり、安全性を確保するためには、支援員の質を含め、その配置については、最大限に注意を払う必要があると認識している。

そのため、指定管理者の選定にあたり、募集要項において、放課後児童支援員及びその他必要な職員の配置について、支援の単位ごとに常勤支援員を必ず2人以上配置すること、支援の単位が51人から70人の場合は、常勤支援員1人以上を加配することを求めてきたところである。

また、指定管理者募集時にあった質問書においては、指定管理者の業務に関する仕様書に定めた開室時間、すなわち、学校の授業日においては放課後（概ね午後3時）から午後7時までを念頭に、「常勤支援員の勤務実態について、開室時間内は必ず必要な数の常勤支援員を配置する、数時間でも勤務していればよいということではない」と回答しているが、これは、一日のクラブ活動における支援員の勤務体制を想定したものであり、請求人が主張する認識とは相違が生じている。

このことは、事業をいかなる体制で運営する場合でも、利用者の安全の確保に最大限留意し、児童が安心して放課後の時間を過ごせるようにすることが必要であると判断し回答したものである。

## (2) 放課後児童支援員の勤務形態と配置

支援員の雇用形態により給料の支払い方法に、月給と時間給の違いが生じる。

月給の支援員の場合、正午から閉室時間の午後7時までの勤務となるため、有資格者であれば当然常勤支援員となり主にクラブにおける責任者と位置付けている。また、資格を有していない場合は、補助員として位置付けている。

放課後児童支援員資格認定研修を修了していれば、雇用の形態にかかわらず、条例に定める放課後児童支援員として配置することができる。

## (3) 常勤支援員について

請求人は、支援員資格の有無ではなく、雇用形態の違いに基づく、月給払いの支援員を常勤支援員と定義し、常勤支援員以外が保育に従事することは、安全性が担保されないと主張している。

しかしながら、支援員とは、放課後児童クラブにおいて、児童の保育に従事することを認められた資格者であり、放課後児童クラブの活動時間は、下校後の午後3時頃から閉室までの児童が在室する時間である。

請求人は、放課後の保育時間を中心に勤務する短時間勤務の支援員では、児童の安全性を担保できないと主張しているが、請求人が求める常勤支援員とは、「勤務時間の半数を児童の保育以外に従事する職員」であり、「児童の保育時間以外の勤

務が不足している」という趣旨の請求である。

国、県が定める運営基準においては、クラブの運営時間は「放課後の子供が在籍する時間帯」とされ、その運営時間帯一日を通じて児童の保育に従事する支援員の配置基準が示されている。

なお、常勤支援員の定義については、埼玉県放課後児童クラブガイドライン【資料8ガイドライン抜粋】で、「常勤」とは事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者と定められている。

#### 4 請求に対する市の見解

請求人は、平成31年4月1日からの放課後児童クラブの運営について、常勤支援員の配置が「春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書」に定められた内容どおりに実施されていないとし、指定管理者の決定手続きや議会議決における公正・公平性を欠き、放課後児童クラブの管理運営及び財務会計処理において、「住民の福祉増進」を損なう違法及び不当な事態であると主張している。

しかしながら、先に述べたとおり、㈱トライグループにおいては、法の解釈・趣旨に沿った放課後児童クラブの運営が行われており、それに伴う、市における財務会計上の処理も適正であると考えます。

また、請求人が主張する内容において、市に損害が生じた事実はなく、「住民の福祉増進」を損なう、住民全体の利益に反する事実は認められない。

そのため、当該請求は、住民監査請求の事由に該当しないことから、請求の棄却を求める。

#### 5 請求人の指摘に対する今後の対応

「常勤支援員」に対する請求人の見解は、平成10年に放課後児童クラブを公設公営で開設した当時、春日部市福祉公社に委託した際の、市が定めた業務仕様に起因する。

当時は支援員の資格認定はなく、児童の保育に従事する「指導員」と「補助員」の区別を、「嘱託職員」と「臨時職員」の雇用形態で区分しており、平成18年9月以降の指定管理者制度導入後においても、当時の仕様内容がそのまま引き継がれた経緯がある。

支援員の資格制度は、平成27年に、新たに導入されたものであり、当時の受託者である春日部市社会福祉協議会では、支援員資格の取得促進に際し、嘱託職員である

「指導員」を前提としたことから、「常勤支援員」とは嘱託職員であるとの認識が放課後児童クラブの職員や保護者に定着してしまっただと考えられる。

支援員資格が導入されたことにより、平成30年度の指定管理者の更新にあたり、「常勤支援員」の位置づけについて、改めて仕様書を見直すべきところであったが、当時は、春日部市社会福祉協議会による継続運営を想定していたため、そのような認識には至らなかった。

請求人からの指摘事項は、住民監査請求の事由に該当するような不当な行為ではないが、これを真摯に受け止め、今後の継続監視等の事務改善に努めていく。

## 6 添付書類

- 資料1 指定管理者提案書抜粋
- 資料2 令和元年度放課後児童支援員認定資格研修受講者名簿
- 資料3 協議資料放課後児童支援員の常勤職員の考え方について
- 資料4 令和2年4月1日締結協議書
- 資料5 放課後児童クラブに関する回答書
- 資料6 定期継続監視評価（令和元年度第1から第4四半期）
- 資料7 施設利用者アンケート調査の推移（平成26年度から令和元年度）
- 資料8 埼玉県放課後児童クラブガイドライン抜粋
- 資料9 令和元年度トライとの打合せ記録

